

令和5年度 東神吉小学校いじめ防止対策プログラム 全体計画

- 基本理念
 - ①学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
 - ②いじめの影響や問題について、児童が理解を深められるようにする。
 - ③家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。
- 基本目標

学校目標「心豊かにたくましく、自ら学び続ける児童の育成」の具現化に向けて、一人一人が活躍できる学級づくり・安心感のある居場所づくりを基盤に、いじめを許さない集団づくりを目指す。
- 行動目標
 - ① 職員会議等において共通理解を図るとともに、「チーム学校」として組織的な推進体制を充実させる。また、研修を通して教職員等の資質向上に努める。
 - ② いじめ問題等の未然防止に向けた取組を推進する。
 - ③ いじめ問題等の早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。
 - ④ いじめ問題の解決を図るため、推進体制、検証体制の充実を図る。

□基本構想

職員会議等・推進体制 職員研修・家庭地域啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図る。 ② PDCA サイクルにより、7月・12月・3月に学期毎のいじめ対策の検証を行う。 ③ いじめ対策委員会を毎月1回開催する。 ④ 生徒指導に関する校内研修会を年3回実施する。 ⑤ PTA 研修会及び保護者を含めた人権教育を実施する。(人権参観・講演会) ⑥ インターネットトラブル防止講座を年1回実施する。 ⑦ 学校園連携ユニット小中校長会を実施して、学校間の連携を推進する。 ⑧ 相談行動促進(自殺予防教育)研修及び学習を充実させ、授業を実施する。 ⑨ 学校運営協議会との連携による活動を推進する。
未然防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 「いじめ防止啓発月間」(9月)にいじめ防止集会(いのちの集会)を実施する。 ② 「居場所づくり」「絆づくり」を重視し、「自己肯定感」「自己有用感」を育む学級活動、学年・学校行事を実施する。 ③ 「自己肯定感」「自己有用感」を育む学級活動、学年・学校行事を実施する。 ④ 主体的・対話的かつ協同的で「わかる授業」を実践する。 ⑤ 多様な考えや互いを認め合い、全ての児童(生徒)が参加できる授業に努める。 ⑥ スクールカウンセラーによる「ストレス対応」の授業を行う。 ⑦ 地域の方々との交流、自然とのふれあいを行う。(生活科・総合的な学習の時間) ・昔遊び ・里芋作り ・神吉山登山 ・もち米作り ・自然学校 等 ⑧ 学校支援ボランティア(登下校の見守り活動等)を活用する。 ⑨ PTA 活動や学校HP、学校だより、学年だより等による情報発信を行う。 ⑩ スクールサポートチームとのいじめ防止対策の体制を強化し、連携をとる。 ⑪ 相談行動促進(自殺予防教育)を1学期に行う。 ⑫ いじめ問題について児童(生徒)が「主体的」に考え解決しようとする取組を推進する。

早期発見・早期対応
に向けた取組

- ◎ 「いじめ防止・対応マニュアル」に沿ったチーム学校による組織的な対応を行う。
 - ① 「学校生活に関するアンケート」(アセス)を年2回実施し、支援策まで確実に実施する。
 - ② 「心の相談アンケート」や「相談アンケート」を各学期に2回実施し、子どもの実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめの再発防止に向けて継続的な見守りを行う。
 - ③ 教育相談日を各学期に1回は実施する。(児童・保護者)
 - ④ 日々の観察や連絡帳・作文ノート等の活用により、担任と児童・保護者との連絡を密にとる。
 - ⑤ 些細なトラブルであっても、正確かつ積極的にいじめを認知し、組織的な対応を速やかに行う。
 - ⑥ 「ケース会議」を積極的に実施する。
 - ⑦ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、また学校外施設との連携を図る。
 - ⑧ 複数の教職員が様々な場面での児童の様子を観察し、気になる情報を共有し組織的な対応を行う。
-
- ◎ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
 - ◎ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。